

芸術文化あふれるまち を目指して

—市民文化活動振興プラン—

第2次改訂版

長崎市

平成25年度改訂

目次

はじめに	1
I 基本的な考え方	
1 芸術文化あふれるまち	
(1) 物質的な豊かさと心の豊かさ	2
(2) 芸術文化あふれるまち	2
2 市民が志向し展開する文化活動（市民文化活動）	
(1) まちに活気をもたらす市民文化活動	3
(2) 市民文化活動のさらなる可能性	4
II 基本方針	5
III 具体的な施策	
1 芸術文化に親しむ機会の創出	6
2 芸術文化を担う人材育成	7
3 市民文化活動を支える環境の整備	8
まとめ	9

はじめに

長崎市市民文化活動振興プランは、平成9年に、市民と行政が互いに協力しあいながら市民が展開する芸術性を志向した文化活動をより一層盛んにするために、長崎市における文化振興行政の指針として位置付け、行政がなすべき役割を明らかにすることを目的として策定されました。

本プランにおける「市民文化活動」とは、多様な概念を持つ「文化」のうち、もっとも一般的な意味で用いられる「芸術文化活動」を市民が志向し展開することとしており、最初の策定に際しては、長崎市の文化活動における現状から、市民文化の活性化を「木」を育てることにたとえ「文化の樹」を育てるために、行政の意識改革や自主文化事業を実施していくことなど、まず取り組むべきことについて方向性を示したものでした。

その後、自主文化事業の推進や、文化振興協議会の設置、ブリックホールサポーター制度や芸術アドバイザー制度の創設などに取り組み、さまざまな成果も生まれましたが、さらに新たな課題を明らかにするため、平成14年に改訂を行ないました。

その間には、平成13年に「文化芸術振興基本法」が制定され、文化や芸術の振興に関する基本理念が示され、国や地方公共団体の責務が明らかにされました。

そして、平成24年には、「劇場、音楽堂等の活性化に関する法律」が新たに制定され、文化芸術を継承し、創造・発信する場として、人が集い、人々に感動と希望をもたらすための拠点として「文化施設」の役割が明らかにされ、その役割を果たすため、国や地方公共団体が施策の総合的な推進に努めることの重要性が示されました。

また、本市においても平成23年度からの10年にわたって、市民と行政が共有し、ともに取り組むまちづくりの指針として『長崎市第四次総合計画』を策定しました。

前回の「市民文化活動振興プラン」改訂から10年を経過し、社会情勢は大きな転換期を迎えています。こうした変化に対応し、まかれた種が力強く育ち、次の世代へと引き継がれ、芸術文化活動をいっそう盛んにするため、『長崎市第四次総合計画』で掲げられた将来の都市像をふまえつつ、本市の文化振興の方向性を明確にすることを目的として新たに改訂をいたしました。

I 基本的な考え方

1 芸術文化あふれるまち

(1) 物質的な豊かさと心の豊かさ

市民文化活動振興プランが策定された平成9年から15年の間に、21世紀を迎え、目まぐるしく変化していく社会情勢の中、市民ニーズに関する価値基準も、物質的・経済的指標だけではとらえられないほど複雑・多様化してきています。こうした中で今、真の豊かさとは何かということが問われています。

少子・高齢化が進行し、雇用や地域の在り方など社会のしくみが大きな転換期を迎えつつあるなか、人々は、これまで求めてきた物質的・経済的な豊かさだけでは、精神的な安穩や知的充足からもたらされる「心の豊かさ」は必ずしも得られないということを実感しつつあります。

さらに、物質的・経済的な豊かさを享受する一方で、失われつつあった地域の連帯感や人間性豊かな関わり合いの大切さを再認識し、今の時代にあった新たな人と人とのつながりを模索するなかで、真の「心の豊かさ」が実感できる暮らしを求めています。

芸術文化は、豊かな感性や創造性を涵養し、他者に共感する心や他人を尊重し、考えを異にする人々と共に生きる資質をはぐくみ、人々に楽しさや感動、精神的な安らぎや生きる喜びをもたらしてくれます。人々が真にゆとりと潤いを得られる「心の豊かさ」を実感できる生活を実現していく上で、芸術文化は不可欠なものだといえます。

(2) 芸術文化あふれるまち

長崎市ではこれまで、市民文化活動振興プランに基づく文化振興策として、鑑賞型や参加創造型、普及型のさまざまな事業に取り組んできました。子どもたちへの音楽や演劇、美術、伝統文化での体験を中心とした事業は、「文化」を通して子どもたちの夢を膨らませる機会を、地域や福祉施設などで取り組んだ音楽事業では、日ごろ演奏会へ出向くことが難しい方々が、身近な場所で質の高い芸術文化にふれることで心豊かなひとときを体感する機会を創出してきました。

これまでの取り組みを評価しつつも、市民が日常的に「心の豊かさ」を実感できるようにしていくためには、今後とも、継続して質の高い芸術文化と身近に接することができる機会を創出し、子どもの頃から芸術文化を楽しむことができる豊かな感性を育てていく必要があります。

芸術文化を通して豊かな心を育むためには、行政として、市民の自主性と独創性を尊重しつつ、文化団体、地域、学校、企業などと連携し、つながりあいながら、市民が気軽に芸術文化に触れることができ、長崎らしい芸術文化あふれるまちの実現のためによりいっそう力を注いでいかねばなりません。



2 市民が志向し展開する文化活動(市民文化活動)

(1) まちに活気をもたらす市民文化活動

まちづくりの中心は市民であり、長崎市の将来の都市像である「希望あふれる人間都市」を実現するためには、市民一人ひとりが、健康で快適にいきいきと生活を送っていることが最も重要です。物質的な生活の安定はもちろんですが、芸術文化によりもたらされる「心の豊かさ」を享受できる感性を養い、自らも芸術文化を楽しむことができるような表現方法を身につけ、活動することで、日々の生活をより充実させることができます。

そして、その活動を展開していく中で、新たなことを発見したり、観る人に感動を与えたりするにより、市民生活に広く作用していくものともなります。このようにして得られた力は、まちづくりに欠かせない活力となります。

これまでも、市民による文化活動を活性化するため、活動成果を発表する機会を創出するほか、芸術文化活動助成金や文化団体登録制度による市民文化団体のバックアップを行ってきました。今後とも、市民文化活動がより活発に行われるよう、市民が活動しやすいような状況を生み出すための施策に、継続的に取り組んでいくことが必要です。

(2) 市民文化活動のさらなる可能性

すばらしい芸術文化は、さまざまな分野の人たちを魅了し、その人たちが刺激を受け自ら市民文化活動を行うことで、同じ価値観や美意識をもつ仲間と出会い、新たな人間関係を構築することがあります。また、芸術文化の表現により、表現者のメッセージが、観る人に、言葉で伝えるよりも強く、効果的に伝わることもあります。

このような芸術文化がもたらす作用は、地域コミュニティや福祉、教育、観光・産業などの幅広い分野におけるまちづくりに、よい波及効果が生むことが期待されます。

「文化の担い手」として市民文化活動を行う人をよりいっそう増やしていくとともに、市民や文化団体、地域、学校、企業などがお互いにつながりあうネットワーク化を推進することで、活動の質が高まり、長崎らしい新たな価値や仕組みを創造していける可能性を持っています。

行政として、市民、文化団体、関係機関などが円滑に情報共有できる環境を整えることで、良好なコミュニケーションとネットワークづくりを推進し、長崎らしい市民文化活動につながるよう支援していく必要があります。

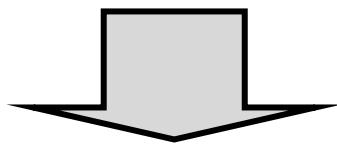
II 基本方針

長崎市では、多くの市民文化団体がさまざまな文化活動を展開し、行政としても、自主文化事業や各種助成制度を通して、芸術文化の普及振興や市民文化活動の活性化に取り組んできました。

しかし、高齢化社会を迎え、これまで市民文化活動を支えてきた担い手も高齢化してきています。

行政として、芸術文化の普及振興や市民文化活動を支援する事業を継続するとともに、市民文化団体等と連携し、芸術文化を通して、子どもたち一人ひとりの感性を育み、個性や能力を伸ばす機会を創出するとともに、長崎で育まれた文化を継承し、将来の市民文化活動を担い、支える人材を育成していくことが重要です。

こうした状況を踏まえ、市民や文化団体、学校、企業等と連携しながら、「豊かな心」を育むことができる芸術文化あふれる暮らしの創出を目指して、次の基本的な方針を掲げ、市民文化活動の振興に取り組んでいきます。



- (1) 市民が文化芸術に親しみ心豊かな生活ができるよう、身近な場所で芸術文化に触れる機会を創出するとともに、他の部局とも連携して、子どもたちの豊かな感性を育てる取り組みを続けていきます。
- (2) レベルの高いアーティストや専門家との交流や指導を受けられる機会を提供し、芸術文化を支える人材を育成します。
- (3) 世代間や地域、各種団体との交流を促進し、ネットワークづくりを支援するなど、市民の自主的な文化活動の活性化を図ります。
- (4) 市民が利用しやすいニーズに見合った文化施設の整備や運用に努めます。

Ⅲ 具体的な施策

1 芸術文化に親しむ機会の創出 = 広げる

2 芸術文化を担う人材育成 = 育む

3 市民文化活動を支える環境の整備 = 支える

1 芸術文化に親しむ機会の創出

市民のみなさんが質の高い芸術文化を鑑賞できる機会を創出するため、音楽・演劇・美術・伝統文化などの芸術文化事業を身近な場所で展開していきます。

(1) まちなかななどの身近な場所での芸術文化事業の実施

ワークショップやアウトリーチを積極的に取り入れた普及啓発型事業を実施します。

例 まちなか音楽会
アウトリーチコンサート
長崎アートプロジェクト

(2) 質の高い芸術を低廉な価格で鑑賞する機会の創出

レベルの高いアーティストを招聘して実施する良質な芸術鑑賞事業を実施します。

例 コンサートなどの舞台公演

(3) 市民が参加できる芸術文化事業の開催

市民が参加し、自ら作品を制作したり、市民文化団体が日頃の成果を発表したりできる機会を創出します。

例 ラウンジコンサート
市民参加型舞台

- (4) 音楽・美術・伝統文化等の体験型事業の開催
市民が質の高い芸術文化に直接触れ、自ら体験できる機会を創出します。

例 伝統文化体験教室
アウトリーチコンサート
長崎アートプロジェクト

- (5) 長崎らしい文化を認識し、継承していく機会の創出
市民が長崎独自の芸術文化のすばらしさを知り、鑑賞したり、自ら演じたりしながら、継承していく機会を創出します。

例 長崎らしい芸術文化のフェスティバル

2 芸術文化を担う人材育成

将来の芸術文化活動を支える人材の育成に取り組みます。

- (1) アーティストや専門家との交流の機会の創出
各種事業を実施する過程で、プロとして活躍しているアーティストや芸術アドバイザーなど専門家と地元アーティストや市民文化団体が交流したり指導を受けたりできる機会を創出します。

例 アウトリーチコンサート
ガラコンサート
長崎アートプロジェクト

- (2) 長崎で活動するリーダーの育成
さまざまな自主文化活動の活性化を推進できるリーダーの発掘と育成に取り組みます。

例 専門家等によるセミナー、公開レッスン

- (3) 文化事業を支援するサポーターの育成
芸術文化に関わることを楽しみながら、文化活動に携わり、支援できる市民の育成に取り組みます。

例 ブリックホールサポーター
アートサポーター

3 市民文化活動を支える環境の整備

市民のみなさんが、充実した市民文化活動を行えるよう活動しやすい環境づくりに取り組みます。

(1) 情報の提供

市の文化施策や自主文化事業などについて、市民へ広く情報提供することで、市民の芸術文化への理解を深めるとともに、文化団体等との連携を図りながら、市民文化活動の活性化を図ります。

例 広報紙や文化振興課ホームページの活用
文化活動に気軽に参加できるようなネットワークづくりの推進

(2) 自主的な芸術文化活動への後援や助成等の実施

市民への芸術文化の普及啓発のために行われる文化団体の活動を支援していきます。

例 芸術文化活動助成制度

(3) 市民ニーズに対応した文化施設の充実

多様化する芸術文化と市民ニーズに対応するため、音楽・演劇などに利用できる高機能な文化施設の整備や運営に取り組みます。

例 市民文化活動の拠点となる利用しやすい文化施設の整備
市民ニーズの高い専門の小ホールや練習施設の検討

(4) 文化振興施策への市民参画

文化振興にかかる各種施策を評価し、課題を検討する上で、将来の市民文化活動の活性化を図るため、市民や有識者が参画する長崎市文化振興協議会の意見を伺いながら、大学・企業等とともに市民文化活動を支援する仕組みづくりに取り組みます。

例 文化振興協議会における文化振興策の検討・協議
大学と連携したインターンシップの受入れ
やってみゅーでスクやUーサポとの連携

まとめ

心の豊かな質の高い生活を送るためには何が必要なのか、それは個人それぞれの価値観によって定義は様々です。本プランでは、市民のみなさんが豊かさを実感できる社会にするために、その手段を「芸術文化活動」に限定して、その取り組み策を提示してきました。

芸術文化活動には、日常生活の中で無意識のうちに傷つけられている私たちの心を癒してくれる作用（ヒーリング）があります。本来人間が人間らしく生きることが文化そのものであり、文化は人間らしく生きる営みのために、必要不可欠な要素です。芸術文化活動は、いわば人々が失ってきた人間性を回復し、人間らしく豊かに生きようという必然的な希求に基づくものなのです。

一方で、長崎は古くから外国への玄関口として発展してきました。江戸時代は唯一の貿易港として、ヨーロッパや中国から多くの文化が流入し、ほかの地域にはない独自の文化や歴史的文化的遺産、街並みが形成されました。私たちは、この文化を受け継ぎ、人と人とのつながりを大切にし、市民がこれを誇りにできるようなまちづくりを目指していかなければいけません。

これら長崎独自の文化を受け継ぎつつも、新しい長崎に向かって、第3章で提示した施策などを通じて、自主的な芸術文化活動の活性化を図ることと、文化豊かなまちづくりを重ね合わせていくことが、市民主体の芸術文化活動を進めることにほかなりません。そして、それは、長崎市が目指す、「文化的な潤いのあるまち」へとつながり、さらには、「つながりと創造で新しい長崎へ」とつながっていくものと考えます。

行政は、市民のみなさん自身の表現や創造・交流活動を支援しなければなりません。市民のみなさんは、自ら行動、表現し、創造・交流活動を通じて、地域で育まれた文化を一人ひとりが守り育てていく必要があります。そしてそれぞれの芸術文化活動が繋がり、まちに広がることで、こどもから高齢者までだれもが豊かで生き生きと暮らせるまちとなり、長崎の魅力を高めることに繋がっていきます。

本プランを通して、市民文化活動が活性化することは、まちの活性化に繋がれることを述べてきました。このことを意識しながら、文化振興に取り組むことができるように市民のみなさんと協調、連携しながら芸術文化活動の活性化を進めていきます。

本プランは、平成 23 年 4 月から平成 25 年 3 月までの 2 年間をかけて、長崎市文化振興協議会において検討していただいた貴重なご意見を踏まえ、長崎市が策定しました。

長崎市文化振興協議会の中で熱心な議論を重ねた 15 名は、多方面にわたる幅広い社会活動の経験を有する次の方々です。

長崎市文化振興協議会委員名簿

(五十音順・敬称略)

区 分	氏 名	所属・肩書等
委 員	上田 良樹	長崎商工会議所文化教育委員会委員 長崎放送株式会社 代表取締役社長
委 員	城谷 巧	長崎県企画振興部文化観光物産局 文化振興課 課長補佐
委 員	田中 裕美	市民公募
会 長	田中 正明	NPO法人長崎国際文化協会
委 員	陳 東華	NPO法人長崎国際文化協会常任理事
副会長	永吉 美恵子	活水女子大学音楽学部長
委 員	西川 浩	元長崎県吹奏楽連盟顧問
委 員	花柳 寿々初	NPO法人長崎国際文化協会常任理事
委 員	福井 昭史	長崎大学教育学部教授
委 員	福地 友子	活水女子大学子ども学科講師
委 員	宮地 より子	香焼文化協会会長
委 員	村木 昭一郎	野母商船株式会社代表取締役社長
委 員	村里 榮	NPO法人長崎市美術振興会会長
委 員	横尾 福次郎	社団法人 長崎民謡舞踊連盟副理事長
委 員	横山 正人	長崎総合科学大学教授

平成 24 年 4 月 1 日現在